

## 令和元年度函館市福祉のまちづくり条例整備基準への適合状況

○条例の対象：

施設の新築や出入口、廊下など整備基準に関わる部分の増改築等を行った公共的施設。

○届出数：

令和元年度において、条例に定める「新築等の届出」があった公共的施設。

〈届出のあった公共的施設の内訳〉

1	病院、診療所等	4	施設
2	劇場、観覧場、映画館等	0	施設
3	集会場、公会堂等	0	施設
4	展示場等	0	施設
5	物品販売業を営む店舗	6	施設
6	ホテル、旅館等	3	施設
7	老人福祉施設等	5	施設
8	遊技場、体育館等	0	施設
9	博物館、美術館等	0	施設
10	公衆浴場等	0	施設
11	飲食店	9	施設
12	理髪店、クリーニング取次店等	3	施設
13	銀行その他金融保険業	2	施設
14	一般公共の用に供される自動車車庫	0	施設
15	公衆便所	0	施設
16	市役所、郵便局、保健所等	0	施設
17	学校等	4	施設
18	事務所（テナントビル等）	2	施設
19	共同住宅、寄宿舎	1	施設
20	地下街等	0	施設
合 計		39	施設

〈総括表〉

整備対象箇所	整備対象箇所が基準に適合している施設						全項目において基準に適合していない施設		該当箇所がないまたは届出対象外 施設数（箇所）
			うち全ての項目に適合		うち一部の項目に適合				
	施設数 （箇所）	構成比 （%）	施設数 （箇所）	構成比 （%）	施設数 （箇所）	構成比 （%）	施設数 （箇所）	構成比 （%）	
出入口	34	89.5	12	31.6	22	57.9	4	10.5	1
廊下等	31	83.8	6	16.2	25	67.6	6	16.2	2
階段	13	86.7	2	13.3	11	73.3	2	13.3	24
エレベーター	6	66.7	2	22.2	4	44.4	3	33.3	30
便所	23	67.6	5	14.7	18	52.9	11	32.4	5
駐車場	8	32.0	1	4.0	7	28.0	17	68.0	14
敷地内通路	31	88.6	2	5.7	29	82.9	4	11.4	4
洗面所	19	67.9	8	28.6	11	39.3	9	32.1	11
浴室等	6	66.7	5	55.6	1	11.1	3	33.3	30
シャワー室等	2	40.0	0	0.0	2	40.0	3	60.0	34
観覧席等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	38
公衆電話所	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	38
カウンター	5	20.8	5	20.8	0	0.0	19	79.2	15
案内標示	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	100.0	15
改札口	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	38
授乳場所	2	13.3	2	13.3	0	0.0	13	86.7	24

### 【令和元年度の状況】

「全ての項目に適合している」割合が高いのは、浴室等(55.6%)であり、「全項目において基準に適合していない」割合が高いのは、観覧席等、公衆電話所、案内表示および改札口であり、いずれも非適合割合が100%となっている。

### 【令和元年度の分析】

届出件数は、平成30年度(89件)と比較し、43.8%減少しており、特に物品販売業を営む店舗、ホテル・旅館等、老人福祉施設等および学校の届出件数が半分以下になっており、施設が一定程度充足したものと考えられる。